

米空軍兵による道路交通法違反及び人身事故に対する抗議決議

平成31年4月17日午前4時45分頃、本町美浜三丁目6番地付近道路で、米空軍嘉手納基地所属の兵長（26歳）が、二人乗りのバイクに追突する事故が発生し、その後の事故処理において、同兵長から基準値を超えるアルコールが身体に保有する状態で乗用車を運転したとして、同日、午前5時39分道路交通法違反（酒気帯び運転）で現行犯逮捕される事件が発生した。

沖縄警察署によると、バイクに乗っていた二人は、幸いにも軽傷だったが、一步間違えれば重大な事故にもなりかねず、看過できない。

米軍は、本年2月に米兵らの勤務時間外の行動を規制する「リバティー制度」を大幅に緩和措置した矢先の事故で、外出禁止時間外を定めた「リバティー制度」にも違反している可能性がある。これまでも、「リバティー制度」の緩和措置後、飲酒による事故が繰り返されていることは、米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠であり、到底容認できるものではない。

また、本町においては、去る4月13日に在沖米海兵隊所属の海軍兵による日本人女性を殺害する痛ましい事件が発生した直後に起こった事故であり強い憤りを禁じ得ない。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決につながらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪と完全補償を速やかに行うこと。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 3 「リバティー制度」の緩和措置を撤回し、規制を強化すること。
- 4 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法・法令を尊重し、米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定すること。

以上、決議する。

平成31年4月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 インド太平洋軍司令官 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
嘉手納基地第18航空団司令官 在沖米国総領事